

福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型ESCO業務について、委託業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）7月7日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型ESCO業務

(2) 業務場所

福山市うつみ市民交流センター（福山市内海町88番地60）

(3) 業務内容

福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型ESCO業務仕様書
のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結日から2041年（令和23年）9月30日まで

2 委託費

委託費の上限は66,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、グループで応募する場合は、グループを構成する全ての構成員がこれらの要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除

外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号、第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型ESCO事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型ESCO業務事業者評価委員会における評価が最も高い者を、市長が本業務の優先交渉者として特定する。
ただし、評価点が獲得可能点数の6割以上を獲得しているものとする。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市民局市民部沼隈支所（内海支所）

〒722-2641 広島県福山市内海町88番地60

電話：084-986-3111

FAX：084-986-3737

メールアドレス：utsumi-shisho@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール（予定）

	項目	日程
1	実施要領の配布 （福山市ホームページで公開） （ https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。）	2026年（令和8年）7月7日（火）から 7月24日（金）まで
2	実施要領に関する質問受付	2026年（令和8年）7月7日（火）から 7月13日（月）まで
3	質問の回答	2026年（令和8年）7月15日（水）
4	参加表明書及び資格確認書類の 受付	2026年（令和8年）7月7日（火）から 7月24日（金）まで
5	応募資格確認結果の通知	2026年（令和8年）7月28日（火）

6	現地見学	2026年(令和8年)7月29日(水)から 7月31日(金)まで
7	現地見学後の質問受付	2026年(令和8年)7月29日(水)から 8月3日(月)まで
8	質問の回答	2026年(令和8年)8月5日(水)
9	企画提案書の受付	2026年(令和8年)8月6日(木)から 8月18日(火)まで
10	プレゼンテーション	2026年(令和8年)8月21日(金)
11	優先交渉者の決定、審査結果の 通知	2026年(令和8年)8月下旬

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2026年(令和8年)7月7日(火)から同年7月24日(金)まで

イ 配布場所

福山市ホームページ

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した優先交渉者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 優先交渉者との協議が不調となった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次いで高い点を得た提案者(以下順次)と契約の協議を行う。
- (3) 仕様書の確定については、提案された内容が基本となるが、本市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約するため、提案見積書の額と同額になるとは限らない。

8 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 企画提案書の事業費が2の委託費を超えている場合

9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、実施要領に定めるところによる。